

< 静岡県 >

民間委託による定員削減の主な事例

業務の種類	内 容	開始年度	削減数(人)
税務事務補助	納税証明書交付、督促状発送、陸運事務所窓口事務	H10	10
動物保護	放浪犬等の保護及び収容	H3	15
医療事務	県立病院窓口受付、レセプト作成	H14	2
中小企業近代化資金	中小企業者の設備近代化に必要な資金の貸付	H10	1
計量検定	特定計量器の定期検査	H11	4
中小企業大学運営	中小企業経営者等に対する講座運営	H12	1
経営診断	中小企業者への高度化資金貸付に伴う診断	H13	6
農業普及	農業経営改善指導、普及関係情報収集	H10	4
育種場運営管理	緑化木生産、種子生産、さし木苗生産	H12	2
種苗生産	魚介類(マダイ・アワビ)の種苗の生産	H17	3
道路維持補修	県道の維持・補修	S62	70
用地取得	用地交渉、土地・物件現地調査、契約締結補助	H10	23
工事施工管理	県発注工事の監督、立会、調査	H12	2
道路パトロール	道路の巡視	H12	6
水質管理	水道施設の水質管理	H15	1
水道施設管理	水道施設の維持管理	H17	1
公用車運転	公用車の運転、管理	H4	32
職員住宅管理	職員住宅の修繕補修、設備の維持管理	H10	1
コンピュータ管理	大型コンピュータの保守管理	H11	8
監査事務	予備監査(定期監査、財援団体監査、例月出納検査)	H14	5
総務事務	給与及び旅費等の支給	H14	23
職員研修	県職員・町村職員研修の企画、準備、実施、評価	H16	4
行政書士試験	行政書士試験(合格決定を除く事務)	H12	1
図書館事務	大学附属図書館の図書目録作成、貸出、延長開館	H13	2
観光宣伝	観光宣伝事務	H13	2
合 計			229

## 総務事務センターの概要

本県では、平成 10 年度から給与や旅費などの総務事務の集中化に取り組み、平成 14 年度から、全国に先駆けて本庁に「総務事務センター」を設置し、民間委託を進めている。事務手続には、パソコンネットワークを活用し、職員一人一人が旅行命令などの情報を自らのパソコンから発生源入力し、電子決裁を活用するなど、効率的な仕組みとしている。平成 18 年度以降、「総務事務センター」の対象を出先機関にも広げていく。

### 1 経 緯

平成 10 年度～ 部局内で「総務事務の集中化」

平成 14 年度～ 「総務事務センター」設置

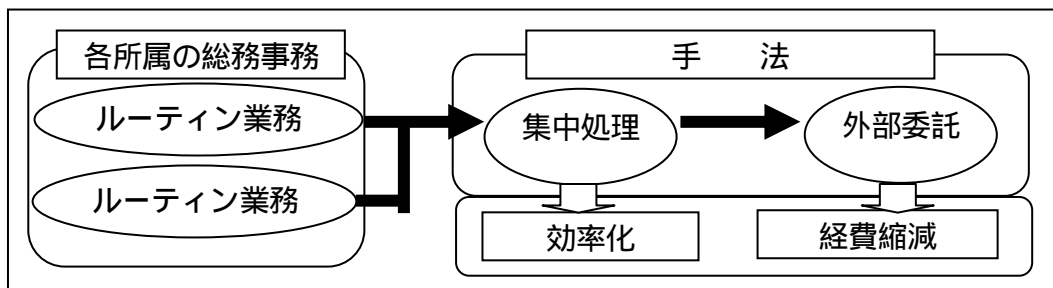
旅費、報酬等から導入、以降、順次対象範囲を拡大

### 2 概 要

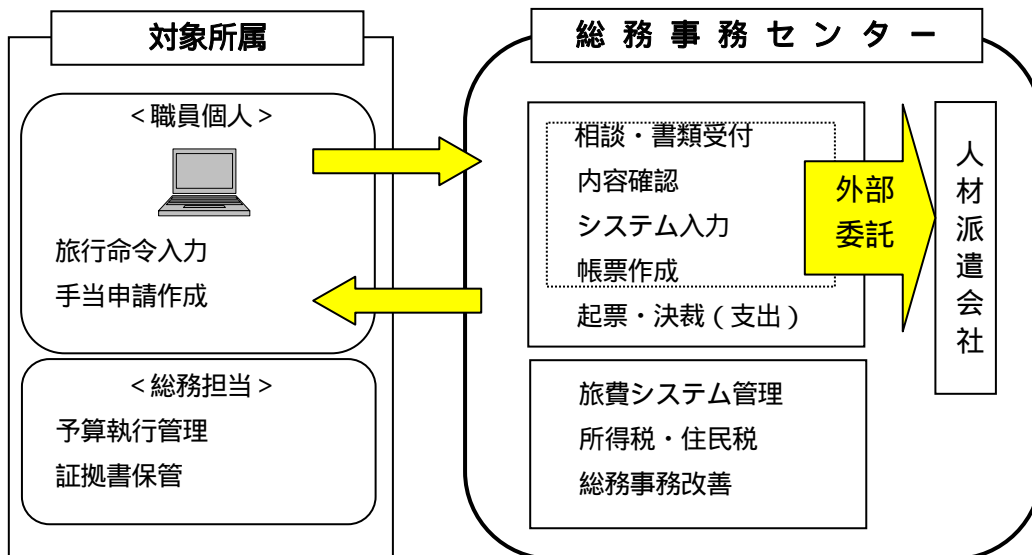
#### (1)対象事務

旅費、報酬、報償、賃金、給与、互助会・共済組合諸手当

#### (2)手 法



#### (3)事務の流れ



#### (4)導入効果

・年額 約 5 億 2 千万円の削減

(単位：千円)

取 組		定数	削減人件費	委託料	削減効果
計		65	607,360	85,457	521,903
内 訳	集中化	41	383,104		383,104
	外部委託	24	224,256	85,457	138,799

## 公の施設の在り方の検討

### 1 公の施設に対する基本的な考え方

指定管理者制度が創設されたことを契機に、全ての公の施設において、施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営状況について点検し、施設の必要性を再検証した後に、指定管理者制度を含む最も望ましい管理形態を選択する。

公の施設を、どのような形態で管理するかを検討するに当たっては、単に現在の管理形態や管理受託者を念頭において作業するのではなく、「施設のあり方を見直すチャンス」と捉え、公の施設の設置目的、政策実現のための役割、利用者の意見、費用対効果など、それぞれの施設の管理状況全般を、もう一度初めから点検することが必要である。

### 2 必要性の検証

施設の設置目的及び設置効果を確認し、施設の必要性を検証する。

- (1) 設置目的が達成された施設及び設置効果が低い施設については、「廃止」を検討する。
- (2) 設置効果は認められるが、設置目的から県が設置する必要がないと判断される施設については、「民営化」を検討する。
- (3) 必要性が認められる施設については、最も望ましい管理形態を選択する。

### 3 管理形態の検討

#### (1) 検討項目

管理運営形態の選択に際しては、施設の設置目的、管理運営の専門性、施設利用の公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、県民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等、様々な観点から体系的に整理、検討した上で、総合的に判断する。

施設の位置付け

施設を設置した目的・目標、政策実現のための施設の役割 等

管理運営の在り方

施設管理の専門性、施設利用の公平性・公益性、個人情報管理、類似施設の状況 等

利用者の満足度

利用者数の状況、利用条件、サービスの提供内容、利用者の意見・要望に対応する運営の柔軟性、施設の魅力を引き出す企画力 等

運営の効率性

経費の削減、費用対効果、施設機能の活用状況、民間能力の活用状況 等

県民とのパートナーシップ

NPO等県民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度 等

## (2) 管理形態

### 直営管理

次の項目に該当する施設は直営で管理する。この場合は、具体的な理由を明らかにする。

#### ア 個別法の規定により指定管理者制度を導入できない施設

- ・三方原学園 ・沼津、清水、浜松技術専門学校 等

#### イ 県施策との一体性や施設管理の専門性から、県直営以外は不相当と判断される施設

- ・地震防災センター ・吉原林間学園 ・磐田学園 ・浜松学園 等

#### ウ 施設の設置目的の達成、効率性などから県直営の方が相当と判断される施設

- ・工業技術センター開放試験室、共同研究室 ・インキュベーションセンター 等

### 指定管理者制度

民間事業者を含む団体に管理を委ねることが可能な施設は、指定管理者制度の活用を検討する。この場合は、施設の設置目的や利用者の意見・要望を踏まえ、設置者として指定管理者の果たすべき使命と期待する成果を明確にする。

### 地方独立行政法人制度

地方独立行政法人の対象業務に該当する場合は、直営管理及び指定管理者制度による管理等と比較し、最も効果的に施設の設置目的を達成できる管理形態であることを明確にする。

- ・県立大学

### 個別法による管理

管理運営に特殊性が認められる施設については、個別法による管理を検討する。この場合は、指定管理者制度による管理と比較し、より効果的・効率的に施設の設置目的を達成できる管理形態であることを明確にする。

- ・土地改良施設（管理委託制度）

県営土地改良事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。（土地改良法第94条の10）

- ・県営住宅（管理代行制度）

地方住宅供給公社は、事業主体の同意を得て、公営住宅の管理を行うことができる。この場合において、代行者は代行事務の実施に必要となる事業主体の権限を代行する。（公営住宅法第47条第1項及び第3項）

## 指定管理者制度の活用方針

### 1 積極的な活用

本県では、企業経営的な手法により、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す本格的な公共経営を導入している。公の施設の管理運営においても「民間でできることは民間に委ねる」を基本として、適正かつ効率的な運営と県民サービスの質の向上を図る観点から、積極的に指定管理者制度の活用を図ることとし、特に指定管理者の選定と評価については以下のような取扱いとする。

### 2 指定管理者候補団体の選定

公の施設の設置管理条例の制定・改正後に、指定管理者候補団体の選定を行うが、法令上特段の制約がないため、施設の実情を勘案しながら、設置管理条例で定めた事項に従って、募集・選定等の手続を進めていく。

#### (1) 公募による選定

指定管理者の募集は、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるよう、公募によることを基本とする。指定の期間は、それぞれの施設の性格や実情に合わせて最適な期間を定めるものとし、3年から5年を目安とする。

#### (2) 公募によらない選定

指定管理者として特定の団体しか公の施設の管理を効率的かつ効果的に行うことができないと判断する場合は、公募によらず、当該団体を指定管理者に指定することを検討する。

この場合は、県の施策との一体性や施設管理の専門性など、公募しない合理的な理由を明らかにするとともに、次のような方策を講じ、公平性と透明性を確保するものとする。

##### 評価委員会等の設置

申請者の事業計画等を多面的に評価するため、外部委員を含む評価委員会等を開催し、積極的に外部の意見を取り入れる方法を検討する。

##### 指定期間の設定

指定の期間は、原則、3年とする。

##### 経営努力の要求

これまで管理委託をしてきた出資法人等を引き続き指定する場合には、利用者サービスの向上と経費の節減等について、従前以上の経営努力を当該出資法人等に求めていく。

### 3 成果の達成度に関する評価

コスト節減効果は定量的に把握できるが、指定管理者の果たすべき使命と期待する成果の達成度については、客観的に評価する仕組みづくりが必要になる。

このため、指定管理者が提出する事業報告書だけでなく、必要に応じて外部評価組織の設置や利用者満足度調査を行う等、それぞれの施設の特質にあった方法により、期待したサービス水準が達成できているか検証する。

# 指定管理者制度を導入している公の施設の一覧(38施設)

(平成18年4月1日現在)

施設名	指定管理者	区分	公募	単独	従前の管理委託団体	
1 静岡県立森林公園森の家施設	東海ビル管理(株)	民間企業			静岡県立森林公園運営協議会	
2 静岡県産業経済会館	静岡ビル保善(株)	民間企業			(財)しずおか産業創造機構	
3 静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設(ウォット)	日本海洋調査(株)	民間企業			(財)静岡県漁業振興基金	
4 清水港旅客施設(待合所)	日の出ドリームパーク	民間企業			清水港振興会	
5 清水港湾管理施設(港湾関連団体用業務室)		民間企業				
6 静岡県清水港湾交流センター		民間企業				
7 清水港臨港交通施設(日の出駐車場)		民間企業				(直営)
8 清水港湾環境整備施設(日の出緑地及び遊歩道)		民間企業				(直営)
9 静岡県富士山こどもの国	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	民間企業			(財)静岡県総合管理公社	
# 静岡県草薙総合運動場	静岡県体育協会グループ	民間企業				
# 遠州灘海浜公園	天龍造園建設グループ	民間企業				
# 愛鷹広域公園	(株)日産クリエイティブサービス	民間企業				
# 小笠山総合運動公園	静岡県サッカー協会グループ	民間企業				
# 静岡県立水泳場	静岡県体育協会グループ	民間企業				(財)静岡県総合管理公社
# 静岡県富士水泳場	静岡ビル保善(株)	民間企業				(財)静岡県総合管理公社
# 静岡県武道館	静岡県体育協会グループ	民間企業			(財)静岡県体育協会	
1 静岡県東部地域交流プラザ	NPO法人静岡県東部パレット市民活動ネットワーク	NPO法人			(直営)	
2 静岡県西部地域交流プラザ	NPO法人ボランティア支援ネットワークパレット	NPO法人			(直営)	
3 吉田公園	特定非営利活動法人しずかちゃん	NPO法人			吉田町	
1 静岡県立森林公園施設	静岡県立森林公園運営協議会	その他			静岡県立森林公園運営協議会	
2 静岡県県民の森施設	井川森林組合	その他			静岡県県民の森管理運営協議会	
3 静岡県総合社会福祉会館	(福)静岡県社会福祉協議会	その他			(福)静岡県社会福祉協議会	
4 静岡県婦人保護施設清流荘	(福) 葵寮	その他			(直営)	
5 伊豆医療福祉センター	(福) 恩賜財団済生会支部静岡県済生会	その他			(直営)	
6 稲取漁港の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 稲取漁業協同組合	その他			稲取漁業協同組合	
7 静浦漁港の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 静浦漁業協同組合	その他			静浦漁業協同組合	
8 焼津漁港(焼津地区)の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 焼津漁業協同組合	その他			焼津漁業協同組合	
9 焼津漁港(小川地区)の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 小川漁業協同組合	その他			小川漁業協同組合	
# 網代漁港の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 網代港漁業協同組合	その他			網代港漁業協同組合	
# 妻良漁港の漁港施設の一部	<small>(プレジャーボート関係事務のみ)</small> 南伊豆町漁業協同組合	その他			南伊豆町漁業協同組合	
1 静岡県コンベンションアーツセンター	(財)静岡県文化財団	外郭団体			(財)静岡県文化財団	
2 静岡県舞台芸術公園	(財)静岡県舞台芸術センター	外郭団体			(財)静岡県舞台芸術センター	
3 静岡県総合健康センター	(財)しずおか健康長寿財団	外郭団体			(財)しずおか健康長寿財団	
4 静岡県浜松内陸コンテナ基地	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	外郭団体			(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	
5 静岡県沼津労政会館	(財)静岡県労働福祉事業協会	外郭団体			(財)静岡県労働福祉事業協会	
6 静岡県静岡労政会館		外郭団体				
7 静岡県浜松労政会館		外郭団体				
8 静岡県家畜共同育成場	(社)静岡県畜産協会	外郭団体			(社)静岡県農業振興公社	

県直営の公の施設（在り方の検討状況）

制度導入に個別法の制約がない施設（49施設） 港湾は港湾単位で1施設とする。

部局	施設名	施設数	管理方針	内容
総務	地震防災センター	1	直営	国や防災関係機関等との緊密な協力関係から得た最新の知見と資料を即座に県民に提供する必要性から高い専門性が求められ、直営による管理が適当である。
生活・文化	県立美術館	1	（未定）	18年度中に経営のあり方について方針を決定する。その際、指定管理者制度導入の可否についても検討する。
	男女共同参画センター	1	指定管理者制度	19年度から指定管理者制度を導入予定。
健康福祉	吉原林間学園	1	直営	現状では被虐待児治療・支援の専門的機能を有する県唯一の施設であり、直営による管理が適当である。
	富士見学園	1	指定管理者制度	20年度を目途に指定管理者制度を導入予定。
	磐田学園	1	直営	強度行動障害児等の処遇困難ケースの受入れや、それに対する援助技術のノウハウを確立させるための専門施設として直営による管理が適当である。
	浜松学園	1	直営	確実に一般就労に結び付けている県内の代表的な授産施設であり、就労移行型のモデル的な福祉施設として、直営による管理が適当である。
商工労働	工業技術センター（沼津、富士、静岡、浜松）の開放試験室及び共同研究室	4	直営	工業技術センターの付帯施設であり、工業技術センターが施設管理や技術支援を行っているため、指定管理者制度を導入した場合、一体的な管理ができなくなるほか、管理運営経費が増加するため直営による管理が適当である。
	マルチメディア情報センター	1	廃止	18年度末に閉所する。
	インキュベートセンター（沼津、富士、浜松都田）	3	直営	工業技術センターに併設する施設であり、工業技術センターが施設管理や技術支援を行っているため、指定管理者制度を導入すると一体的な管理ができなくなるほか、管理運営経費が増加するため直営による管理が適当である。
農業水産	漁業高等学園	1	（未定）	17年度に教育課程を変更したため、19年度までの3年間で入学者数などを検証し、20年度中に在り方を検討する。
土木	県営港内にある港湾施設	14	直営	民間事業者に対する港湾施設の利用調整業務と港湾法による地方自治体が行う管理運営業務とは切り離せないことから、直営による管理が適当である。
都市住宅	浜名湖ガーデンパーク	1	（未定）	18年度に利用状況等について検証し、19年度中に管理運営方針を検討する。
企業	工業用水道事業（7事業）	7	直営	浄水場等施設の運転管理については、休日・夜間の民間委託を導入済である。18年度からは、非常勤職員のみによる施設運営体制とするなど、直営による更なるコスト削減を実施する。
	水道事業（3事業）	3		

部局	施設名	施設数	管理方針	内 容
教育委員会	総合教育センターの一部 (開放施設のみ)	1	直営	総合教育センターとして一体で管理しているので、一般開放部分だけ切り離して指定管理者制度を導入するのは効率的ではなく、直営による管理が適当である。
	中央図書館	1	直営	選書、調査相談などの基幹業務や市町図書館の支援を行うために、直営による管理が適当である。
	春野山の村	1	廃止	19年度末閉所予定。
	富士山麓山の村	1	指定管理者制度	指定管理者制度を導入予定。
	朝霧野外活動センター	1	指定管理者制度	19年度から指定管理者制度を導入予定。
	三ヶ日青年の家 焼津青少年の家 観音山少年自然の家	3	(未定)	朝霧野外活動センターで指定管理者制度を導入し、多様化するニーズの動向等を研究・評価した上で、21年度までに制度導入の可否を検討する。

制度導入に個別法等の制約がある施設(844施設) 道路は1路線で1施設とする。

部局	施設名	施設数	管理方針	内 容
健康福祉	こども家庭相談センター 総合支援部診療所	1	直営	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 発達障害児に対し診療所の医学的診断を基に個別プログラムを策定、支援することを目的としており、直営による管理が適当である。
病院	県立3病院	3	地方独立行政法人	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 20年度中に地方独立行政法人化を図る。
がんセンター	静岡がんセンター	1	(未定)	厚生労働省通知「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」 県立3病院の状況を踏まえ、全床開棟後の経営・管理の形態について検討する。
農業水産	ダム(土地改良施設)(大代川、原野谷川、大倉川、都田川)	4	直営	防災目的により設置され、洪水時には緊急の対応が必要となるため、直営による管理が適当である。 管理が比較的容易な施設(大代川、原野谷川)は、土地改良法に基づき地元市へ管理委託する。
	稲取漁港、静浦漁港、 焼津漁港、網代漁港、 妻良漁港(いずれも指定管理者制度導入以外の施設)	5	直営	漁港管理者は県であり、漁業活動に支障とならない範囲で設置しているプレジャーボート係留・保管施設のほかに、指定管理者制度になじむ漁港施設がないため、直営による管理が適当である。
	戸田漁港、舞阪漁港、 福田漁港	3		
土木	道路(297路線)	297	直営	指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず(国土交通省通知)制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
	河川(525ヶ所)	525	直営	指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず(国土交通省通知)制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
都市住宅	流域下水道(5ヶ所)	5	直営	市町村合併により28年度までに3流域が市に移管されることや、整備途上であることなどから直営による管理が適当である。



指定管理者制度を導入できない施設（154 施設）

部局	施設名	施設数	管理方針	内 容
企画	県立大学	1	公立大学 法人	学校教育法第5条「設置者が管理する。」 19年4月を目途に公立大学法人化を図る。
	県立大学短期大学部	1		
健康 福祉	東部看護専門学校	1	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」
	女性相談センター	1	直営	婦人相談所に関する政令第1条及び第2条第2項 「所長及び判定をつかさどる職員は吏員である。」
	三方原学園	1	直営	児童福祉法施行令第36条第5項「施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は吏員をもって充てる。」
商工 労働	技術専門学校（沼津、清水、 浜松）あしたか職業訓練 校	4	直営	職業能力開発促進法第16条の趣旨から設置者が管理 運営を行う。
農業 水産	農林大学校	1	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」
土木	海岸	24	直営	海岸法第5条「海岸保全区域の管理は知事が行う。」
教育 委員 会	高等学校（99校） 盲・聾・養護学校（19校） 中学校（2校）	120	直営	学校教育法第5条「設置者が管理する。」

## 指定管理者による管理の状況に関する評価の事例

### 県営都市公園外部評価制度の概要

#### 1 主旨

- ・指定管理者の業務遂行状況・目的達成状況の評価に関して、第三者の視点を確保し、透明性と客観性を向上させる。
- ・P D C Aサイクルによる効率的・効果的な公園管理運営としての事業評価制度を確立する。
- ・指定管理者、設置者が、同じ基準で公園の管理運営の評価を行い、それを基に改善、意見交換を行い、協働による公園の管理運営を目指す。

#### 2 実施体制

- ・都市公園の利活用等、管理運営に係る課題の検討及び諮問機関である静岡県都市公園懇話会を母体とし、外部評価委員会を構成する。
  - ・外部評価委員長・北大路信郷教授（明治大学大学院）他 5 名

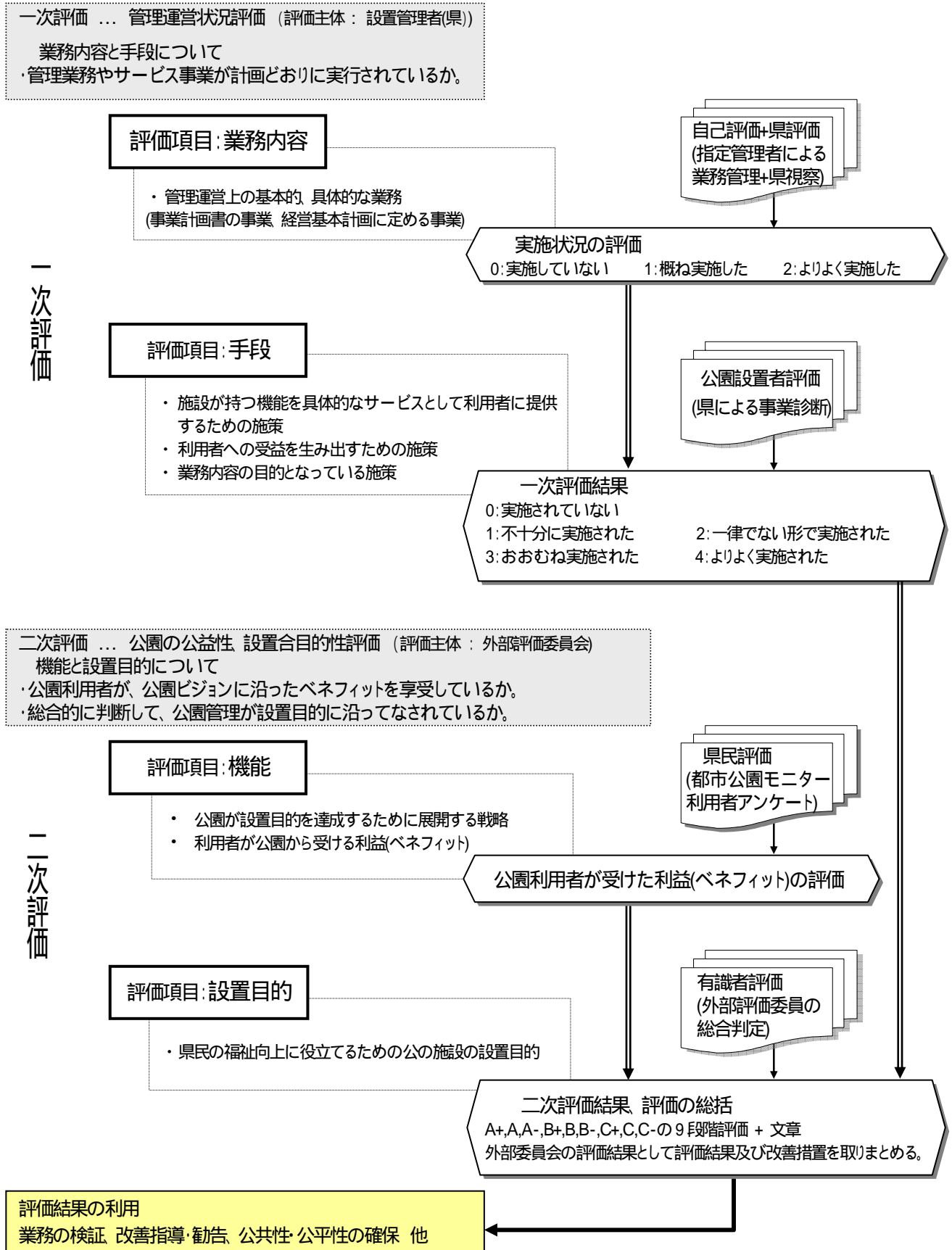
#### 3 管理運営評価の基本的な考え方

- ・公園の設置目的達成のため、公園の管理運営の具体的内容や遂行状況の評価を行う。
- ・公園の管理運営が、利用者重視、成果重視の管理運営となるよう、成果の検証、業績の測定を行なう。
- ・県民の視点に立った評価及び意見等を収集し、反映する。
- ・公園の目的、業務体系を表したパークマネジメント・カルテを主体として行なう。
- ・実施内容の評価(一次評価)、成果(改善効果)の評価(二次評価)の二段階で評価する。
- ・公園の管理運営の成果や業績について検証や測定の結果を評価結果として公表し、設置管理者としての説明責任を果たすとともに、透明性を高め、県民参画の機会を提供する。

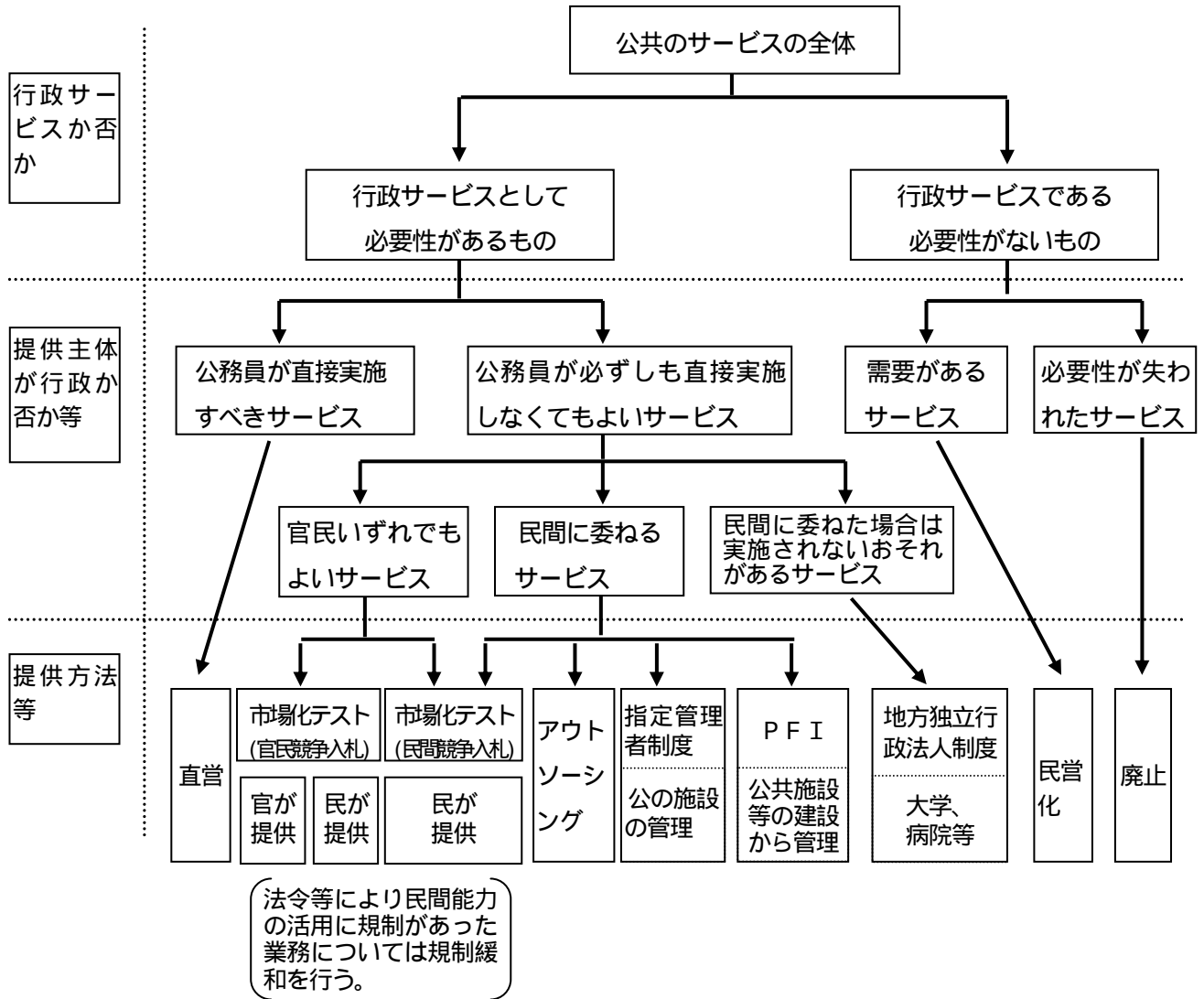
#### 4 評価制度の確立方法

- ・平成 17 年度は、富士山こどもの国において、パークマネジメント・カルテを制作し、試行的に管理運営について評価を行い、平成 18 年度に向けて、指定管理者制度における県営公園の事業評価制度を確立する。

# 外部評価制度の概要 (フローチャート)



民間能力活用手法の体系（概念図）



# 民間能力活用の位置づけ 1

## 従来 定数削減のテクニック

### ① 現業部門の委託化

- ・運転手
- ・業務員(道路維持、動物保護、試験研究補助 等)
- ・用務員(庁内清掃、看護補助 等)
- ・調理士(病院、福祉施設の給食)

### ② 繁忙な職種の業務の委託化

- ・測量、設計業務の委託化

## 現業職員の推移

(単位:人)

年 度	運転手	機関士	船員	調理士	交換手	守衛	用務員	業務員	その他	計
75(昭和50)	354	15	45	12	40	18	225	378	7	1,094
85(昭和60)	261	6	37	22	14	9	83	226	17	675
95(平成 7)	125	1	23			8	18	103	26	304
00(平成12)	66		18			7	10	81	5	187
05(平成17)	40		17			6	2	56		121
06(平成18)	38		16			6	1	52		113

## 民間能力活用の位置づけ 2

現在

### 事務プロセスの見直し

- ① 内部の人的資源の有効活用
- ② 定型的業務に係るコスト縮減
  - ・総務事務の集中化とアウトソーシング(人材派遣会社)
  - ・県立大学経理事務のアウトソーシング(人材派遣会社)
- ③ 専門性の確保
  - ・県立大学附属図書館司書業務のアウトソーシング  
(大手書店)
  - ・監査業務のアウトソーシング(公認会計士)
- ④ 人的ネットワークの活用
  - ・職員研修のアウトソーシング(静岡総合研究機構)

### 定員管理計画の推進(平成10年度～)

平成10～18年度の9年間で一般行政部門の職員866人(11.9%)削減、  
人件費では41,957百万円の削減効果  
22年4月までの5年間で、更に500人(7.7%)削減へ(集中改革プラン)

↑  
**組織のフラット化**

↑  
**組織の統廃合**

↑  
**アウトソーシング**

<職員数と人件費の削減成果>(一般行政部門)

年度		10～14	15	16	17	18～22	合計
計 画		500人	250人			500人	
実 績	単年度	—	20人	120人	138人	⑱79人	
	累 計	509人	529人	649人	787人	866人	866人
削減額(百万円)		16,005	4,744	5,837	7,279	8,092	41,957

# 民間能力活用の位置づけ 3

## 新たな制度 官民の役割分担の再設計

- ① 大学、試験研究、公営企業 等  
→ 地方独立行政法人制度
- ② 公の施設の管理  
→ 指定管理者制度
- ③ 施設の建設等  
→ PFI

## 静岡県行財政改革大綱推進計画(集中改革プラン)

平成18年3月策定

行政の生産性の向上により業務の質を向上させながら効率化を進め、その結果を職員数に的確に反映させる。

(単位:人)

部 門	職員数		5年間の増減(増減率%)	
	17.4.1	22.4.1	17~22	
一 般 行 政	6,468	5,968	▲500	(▲7.7)
病 院	1,974	129	▲1,845	(▲93.5)
教 育	大 学	404	▲340	(▲84.2)
	大学除く	25,721	25,059	▲662
警 察	6,618	6,820	+202	(+3.1)
計	41,185	38,040	▲3,145	(▲7.6)

○病院部門

▪ 県立病院が仮に地方独立行政法人に移行した場合について試算した。

# 静岡県行政組織図

平成18年4月1日現在

